

大阪市対策連絡会議との協議等議事録（要旨）

政策企画室 広聴担当

1 日 時 令和7年9月5日（金）10時00分～正午

2 場 所 市役所地下1階 第1共通会議室

3 団 体 名 大阪市対策連絡会議

4 協議等の趣旨 2026年度 大阪市予算に対する要望についての協議

5 出 席 者

（団体側）

11人

（本市）

福祉局 5名 総務局 2名 都市交通局 1名 危機管理室 1名 経済戦略局 1名
市民局 2名 財政局（税務部） 2名 契約管財局 2名 健康局 2名 建設局 2名
水道局 2名

6 議 事

（1）災害時避難所について（項目番号3.（10））

団体要望概要

- ・避難所となる小学校体育館がスフィア基準を満たしていると思えない。災害発生後1週間の間に災害関連死も増えると考えている。市の対応は計画的ではなく、後手になっているのではないか。真剣に考えてほしい。
- ・小学校の体育館に空調設備がなく、災害時の避難者、平時の児童や選挙事務に従事する職員にとっても劣悪な環境である。具体的な整備はR8年度から3年計画で実施する予定とのことであるが取り組みは進めているのか。
- ・避難所のトイレ設置数について、国の基準では、避難生活が長期化した場合、避難者20人あたり1つとされているが、算定する際は和式トイレの数を外してほしい。能登半島地震の被災地においても、和式トイレは利用されないことが多い上、いざ利用するとひどく汚れており問題となっていた。
- ・回答で「スフィア基準を参考としながら」と表現されているが、参考ではなく、スフィア基準に近づけるよう計画的に進めていくべきではないのか。

本市説明概要

- ・本市地域防災計画では避難所の一人あたりのスペースを少なくとも 1.6 m^2 確保するとしており、スフィア基準の 3.5 m^2 とはしていないが、発災当初は命を守っていただくことを優先に、一旦は

最低限のスペースに避難していただき、一定期間経過後、在宅避難などで避難者が減少した段階で、スポーツセンターや区民センター等の大型施設を集約避難所として開設することにより、スフィア基準を満たすスペースを確保できるよう、取り組みを進めているところである。

- ・小学校体育館の空調設備については、ご意見のとおり3年計画で順次設置できるよう、教育委員会事務局を中心に、取り組みを進めているところである。
- ・和式トイレの課題は認識しているが、すぐに洋式に入れ替えることはできない。仮設トイレやマントホールトイレの設置などによりカバー可能かも含め、関係部局と連携し、確認する必要がある。
- ・スフィア基準を「参考程度」に留めるという認識ではなく、ご指摘のとおり、スフィア基準に近づけるよう取り組みを進める必要があると認識している。

(2) くらしの要望について（項目番号3. (11)）

団体要望概要

- ・医療機関の倒産・休廃業が過去最多を記録するなか、病床を削減する病院に1床につき410万円の給付金を出す「病床数適正化支援事業」への申請が、医療機関が提出した計画書では5万床に達しており、今後も増える見通しと言われている。救急車を呼んでも、出発がすぐ出来ないのは、受け入れ先の医療機関を確保する必要があるからで、病床の削減は市民生活への影響が大きいものである。市の取組みについてお聞きする。
- ・また、多くの医療機関は赤字となっており、経営に苦しんでいる状況である。

本市説明概要

- ・一般病床については、医療法に基づき、国が定める算定方法により二次医療圏ごとに基準病床数を算出している。第8次大阪府医療計画では、大阪市の基準病床数は25,001床、既存病床数は31,253床、令和6年10月現在、既存病床数は30,868床となっている。
- ・病床数の必要量は2013年の実績より算出されたものとなっている。
- ・大阪市は1つの二次医療圏域となっており、東西南北の4つの圏域に分割し、全病院参加型の病院連絡会を実施し、参加病院と地域の医療提供体制や各病院の病院プランを共有し地域医療構想の推進について意見交換を行っている。
- ・また、2次医療圏単位を基本に「医療・病床懇話会」「大阪府保健医療協議会」において地域医療構想の推進に向け、各病院の病院プラン等について協議を行っている。
- ・引き続き大阪府と連携して取り組みを進めて行く。

(3) 年金の隔月支給について（項目番号3. (12)）

団体要望概要

- ・年金支給は、現在、2ヶ月に1回（隔月）ごとの支給となっているが、年金受給者の生活設計や家計管理の負担軽減、また社会経済情勢（物価高騰など）を踏まえ、月1回の支給（毎月）を強く要望している。既存の積立金やシステム規模等を鑑みれば、毎月支給への変更は財政的にも十分可能と考えられる。加えて、毎月支給が標準的な給与支払いの仕組みにも合致しており、年金受給者の生活の安定と利便性向上のためにも、国に対し強く要望していただきたい。

本市説明概要

- ・毎月払いを実施するためには、日本年金機構を始め、関係機関への影響も大きく、その他様々な課題があると思われるが、今年度も実施に向け前向きに検討するよう、政令指定都市、年金主管部課長会議において要望している。

(4) 「大阪市の責任で市民の交通権を守るためにコミュニティバスを運行してください。」について
(項目番号 3. (14))

団体要望概要

- ・現行のオンデマンドバスの実施主体と10月から新たに運行するエリアを教えてほしい。
- ・オンデマンドバスの利用促進の点から敬老優待バスを使えるようにしてほしい。
- ・自分が指定した停留所と友達が指定した停留所が違えば、時間を合わせて予約しても同じバスに乗れないことがある。同じバスに乗れるようにできないか。
- ・高齢者に優しい交通機関として、バス停にベンチと屋根を設置してほしい。

本市説明概要

- ・現行のA I オンデマンド交通はOsaka Metro Groupが運行している。また、10月以降に運行する新たなエリアは12区を予定している。
- ・市内の交通ネットワーク（鉄道や民間バス路線）が十分に整備されていることから、A I オンデマンド交通については、新たな移動手段の一つとして付加的に提供するものであるため、現段階では、敬老優待乗車証の適用を想定していない。
- ・A I（人工知能）を活用し効率的なルートを自動で設定し、乗合によって輸送するサービスであり、乗降場所が違う場合は同じバスに乗車できるとは限らない。ご理解ください。
- ・安全面（歩道幅員・視界確保など）、周辺環境といった課題があり、すべてのバス停にベンチと屋根を設置できるものではない。また、運行事業者が経営判断するものと考える。

(5) 公園便所について (項目番号 3. (15))

団体要望概要

- ・公園便所を清潔に保つことは当たり前のことである。(意見のみ)
- ・山坂公園の便所について、修繕が必要であり長居公園事務所に要望しているが、対応できていない。(意見のみ)

(6) 高齢者医療制度の資格確認書について (3. (16))

団体要望概要

- ・今年度は、資格確認書が7月に被保険者全員に送付されるということだが、来年以降の取扱いについてお伺いしたい。
- ・高齢者は、保険証の方が安心で使い勝手もよい。マイナ保険証は、暗証番号を忘れるとか、医療機関でもトラブルがあり混乱しているため、従来通り資格確認書を継続していただきたい。(意見のみ)

本市説明概要

- ・来年の対応については、まだわからない状況であるため、国の動向を注視する。

(7) 夏季の上下水道の基本料金を減免してください（項目番号4. (10)）

団体要望概要

- ・上下水道料金の減額は夏季に通年実施してほしい。物価高騰は今後も続くので引き続きそういう施策をしてほしい。上下水道料金の減額以外にも大阪市独自の物価高騰対策を検討、実施してほしい（意見のみ）

(8) 带状疱疹ワクチン接種の助成制度について（項目番号7. (3) ②）

団体要望概要

- ・今年4月から高齢者の帯状疱疹ワクチンの定期接種が開始されたが、5月の区広報に見当たらなかった。広報はされているのか。

本市説明概要

- ・本市広報紙「大阪市民のみなさんへ」令和7年4月号に掲載させていただいている。対象者に対しては、令和7年4月中旬に案内はがきを個別に送付させていただいている。

(9) 高齢者医療・介護保険について（項目番号10. (1) ⑭）

団体要望概要

- ・広報紙に掲載していない。
- ・以前、申請件数が70件ほどと聞いた。見込み件数1,400に届かないのでは。

本市説明概要

- ・広報紙には掲載出来ていないが、各区や地域包括支援センター等の関係機関にチラシを配架し、ホームページにも掲載している。
- ・8月末時点での申請件数は137件で、徐々に増えてきている。

(10) 労働者の賃金引上げについて（項目番号12. (1) ）

団体要望概要

- ・大阪市職員の高校卒初任給は地域手当込みで213,556円と回答にはあるが、この額では要望している時給1,700円以上になっていないが、その点についてどのように考えているのか。

本市説明概要

- ・地方公務員の給与については、地方公務員法において社会一般の情勢に適応するように、隨時、適当な措置を講じなければならないものとされており、本市についても人事委員会による民間との比較に伴う勧告を受けて給与の決定をしている。給料以外にも住居手当等の諸手当が支給され、期末勤勉手当が4.6月支給されると想定し時給換算すると1,870円となり、1,700円を超える計算になる。

(11) 奨学金返済支援制度の創設について（項目番号12. (3) ）

団体要望概要

- ・大阪府の支援制度は不十分なので、大阪市でも制度を創設し、企業に助成金を交付してほしい。他都市も実施している。大阪市の財力で実施できないはずがない。広く支援してほしい。

- ・大阪産業創造館での経営相談やセミナーなども大事だが、助成金との2本柱で中小企業支援を実施すべき。制度創設の検討をお願いする。

本市説明概要

- ・大阪市においては、中小企業が持続的に収益を生み出すことができるよう取り組むことが重要であると認識しています。このため、中小企業支援拠点である大阪産業創造館において、様々な経営課題に対する相談窓口を設け、コンサルティングやセミナーなどにより、中小企業の経営基盤をしっかりと支える取り組みを行っています。また、大阪府の制度は、大阪市内の企業も対象となっています。以上のことから、大阪市として要望されている制度の創設は考えていません。
- ・大阪市においては、引き続き中小企業が持続的に収益を生み出すことができるよう取り組みについて検討してまいります。

(12) 中小企業への直接支援について（項目番号 12. (4)）

団体要望概要

- ・賃上げ助成制度を行っていないから担当部局が存在しないことは一定理解するが、該当なしではなく、中小企業支援施策であることから、経済戦略局に回答してほしい。「（意見のみ）」

(13) 「公共事業における公正な賃金・労働条件の確保のため、大阪市が発注する事業に関してはそこで働く労働者の賃金が時給1,700円以上、月28万円以上となるように「大阪市公契約条例（仮称）」を制定すること。また実際に大阪市からの発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること。」について（項目番号 12. (5)）

団体要望概要

- ・大阪市は「労働条件については労使間で決定されるべき。」と考えているようだが、大阪市が関わっていくべきではないのか。
- ・総合評価一般競争入札において、賃上げが加点対象になっていることを踏まえると、大阪市は「最低賃金では生活が成り立たない。」と考えているのではないか。
- ・公契約条例について、どのような検討をしているのか。
- ・公契約条例を制定していない理由は、公契約条例にデメリットがあると考えているからか。

本市説明概要

- ・労働条件の基準については、一義的には国で策定されるべきと考えており、本市においては、最低賃金の確保に向けた取組を行っている。
- ・最低賃金で生活ができるかどうかについては一概には言えないが、賃上げが労働者の福祉に寄与するであろうことは認識している。
- ・全国の自治体における公契約条例の導入件数や導入内容について適宜確認を行っている。
- ・「公契約条例による労使間に対する介入が過度な干渉にあたるのではないか。」というものが一般的な議論としてはある。

(14) 各種審議会委員選任に係る公正性について、複数の労働組合代表を選出する場合について及び公募で選出されている委員等について（項目番号 12. (6) ①、②、③）

団体要望概要

- ・本要望事項については、重ねて要望をしているところであるが、現在も、労働組合代表が委員として選出されている各種審議会において、大阪労連から委員が選出されていないことについて、少なくとも2名以上選出しているところ等では、大阪労連にも声を掛ける等してほしい。

本市説明概要

- ・労働行政に関する審議会等の委員選任等に関する事項について、個別の各審議会等を所管する所属に対して、事項を特定した上で、直接要望していただくことは差し支えない。審議会等の委員選任等の検討に際しては、複数の見解や知見などを比較していきながら、意見の客観性を高める方策として、複数の団体から委員を選任するなどの配慮を要する場合もあると思われるため、制度所管として必要な指導があれば引き続き行っていく。

(15) 物価高騰対策について（項目番号 12. (7) ）

団体要望概要

- ・上下水道料金が10月分から減額になるということで、どういった議論を経て決定されたのか。また、減額の時期がなぜ10月からなのか。
- ・国が7月から9月まで電気・ガスの支援をしてくれていたが、10月からなくなる。そうすると家計等の負担が増えるから、引き続き大阪市が上下水道料金の減額を実施してくれる。電気・ガスは国費で水道は市費だが、金額的にはどれぐらいか。

本市説明概要

- ・国による電気・ガス料金の支援を7月から9月まで実施している。引き続いて市民の方に対する物価高騰対策として上下水道料金の減額を10月から12月まで実施する。限られた財源の中でのいつ、どういった形で市民の方に対して減額を実施するのかのタイミングを見ると国の支援が終わった時点での引き続き、市民の方に支援をしていくということで10月からの実施とした。
- ・国の方は把握していない。上下水道料金は3ヶ月で世帯当たり4,620円の減額となる。